

て...それではこの法案につきま...
は、御質疑は又別の機会にお願いする
ことにいたしましたと思ひます。

して、明日午前七時から開きたいと思
ひます。本日はこれにて散會いたしま
す。

食に左の事件を付託された。
一、臨時資金調整法を廃止する法律
案(衆議院第二十五號)

一、農産工業の生産資金確保に關
する請願(第三百四十五號)

昭和二十三年六月二十五日印刷

昭和二十三年六月二十六日発行

印刷者 印刷局

(第十六部)

第二回 參議院財政及び金融委員會會議錄第十五号

(一〇四)

昭和二十三年三月三十一日(水曜日)午
後一時五十二分開會

本日の會議に付した事件

○證券取引法を改正する法律案(内閣
送付)

○臨時資金調整法を廢止する法律案
(内閣送付)

○大藏省預金部特別會計の昭和二十三
年度における歳入不足、補填のため
の一般會計からする繰入金に關する
法律案(内閣送付)

○臨時資金調整法の廢止に伴う措置に
關する法律案(内閣送付)

○資金特別會計法の一部を改正する
法律案(内閣送付)

○復興金融庫法の一部を改正する法
律案(内閣送付)

○委員長(黒田英雄君) これより委員
會を開會いたします。本日は先ず證券
取引法を改正する法律案につきまして
前會に引續き御質疑をお願いしたいと思
ひます。前會先ず逐條で行きまして、第
四節がまだ終らないでおつたと記憶い
たします。第五章第四節の百七條から
であります。前に戻つても結構であり
ますが、この節について何か御質問ご
ざいせんか。

○波多野鼎君 證券取引委員會とい
うのが非常に大きな権限をこの法律で
持つことになるので、一通證券取引委
員の人にも出て貰つて今後の運営方針
などについての大體の輪廓などはここ
ではつきりまして貰いたいと思ひま
す。

○政府委員(阪田純雄君) その點につ
きましては、御承知のように、現行法
によりまして證券取引委員會の委員が
任命されております。そうして本法律
案におきましては、從來におきま
すより、より以上の重要な役割を担は
ることに相成ります。お申出の點につ
きましては一向差支ないと思ひます。只
今直ぐ連絡をいたすようにいたしたい
と思ひます。

○西川善五郎君 今の波多野さんの
案は、衆議院で二三日前公聽會をやつ
たのであります。この間から皆さんの
質問を聞いておると餘り分つたように
思われぬのであります。一つ公聽會
式にでも事業界から来て頂いて少し話
を聞いたらどうでしょうか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(黒田英雄君) ちよつと速記
を止めて...

午後一時五十六分速記中止

午後二時二十六分速記開始

○委員長(黒田英雄君) それでは速記
を始めます。第四節はよろしうござ
いますか。

○波多野鼎君 第四節の問題があるの
で、これは留保して置いて貰ひます。
○委員長(黒田英雄君) それでは留保
して置いて頂きまして、第五節はよろ
しうございせんか。第五節について只
今御質問がなければ、第六節解散。こ
れも別に御質問がございせんけれ
ば、第七節の登記。これも御質問がご
ざいせんければ、第八節の監督。こ

れも只今御質問がございせんけれ
ば、第六章に移しまして仲介、第百五
十七條から第百六十四條まで。これが
別に御質問がございせんければ、第
七章に移りまして、證券取引委員會こ
の證券取引委員會に、一所要の職員を
置く。とありまして、これは一級、
二級、三級の官吏とする、これは政府
の官吏、純然たる政府の官吏ですか。

○政府委員(岡村峻君) さようござ
います。具體的に申しますと大藏事務
官が當るわけでありませぬ。

○中西功君 その證券取引委員會とい
うのと、それから若しこれを證券...
何か局とか、そういうふうなもの、
實際どこがどう、何故違うかという點
なんです。三人の委員を以て組織し
ておる、その下に官吏がずつと付いて
これを輔佐しておるわけですが、これ
が實際にわゆる委員會というふうな名
前に値するものかどうか、わざと
委員會という名を付ける必要があるか
どうかという點なんです。これは丁
度まあ私よく分らんが、證券取引部な
ら部というものにしておいて、そうし
てそこへ官吏を、適當な専門官吏を置
けばそれでよいようなもので、わざわざ
委員會という名前をなせつけるのか
という點が少しよく分らないのです
が...

○政府委員(岡村峻君) この證券取引
委員會は、法律にも書いてございま
す。上に、委員三人を以て構成いたしま
す合議體でありますところの行政官廳
でございまして、それでその下に證券

取引委員會の事務局が付いておしま
して、その事務局の職員が、一級、二
級、三級の大藏事務官が當るとい
うこととが豫定されておるわけござ
います。それで今日證券局設置準備委員會
というものが置かれまして、證券局を
作る豫定に今日まで進んで参つてお
つたのでございまして、この新しい改
正法律ができました場合においては、
證券局として豫定されておりましたも
のは證券取引委員會の事務局に乗り變
る、こういう形になるわけございま
す。それで、この種の委員會の組織は他
にも例がございまして、御承知の公正
取引委員會、これはやはり七人の委員
を以て組織いたしておりまして、その
下に事務局が附置されておりました。
そうして事務局の職員は内閣の事務官
が當つております。それと非常によく
似た形のものになるわけございま
す。かような委員會を設けます趣旨
は、この證券行政というものが、半獨
立的に、公正に運営される、そのため
には普通の證券局というふうな形態に
おいて運営せず、委員會の下におい
てその運営を圖つて行く、こういうこ
とが考えられた結果でございませぬ。

○中西功君 そうしますと何か政府か
ら離して一つの半獨立性を持たした方
が公正であるということになりませ
ぬ、政府がやつておるといふことは、
何か不正なことばかりやつておると
いふふうに見えるのであります。現
實にそういうふうな證券取引關係の仕
事を政府から離してやるのが何故そ

れ程よいことか、具體的に説明して貰
いたい。

○政府委員(岡村峻君) 政府から離
しておるわけございせんが、こ
の委員會は大藏大臣の所轄に屬して
おるわけございませぬ、そこに若干獨
立的な性格を持たせまして運営する
ことが、一貫した方針の下に、詰りそ
ととん、一貫して政策が大なる變
更を受けずに一貫した方針の下にお
いてできるという長所が、あるとい
うことが考えられます。この制度はアメ
リカにおきまして、やはり證券行政を
やつておりますのは大統領の直屬機關
でありますところの俗にS E Oと言われ
ておる證券取引並びに證券取引所委員
會と言われておりますが、そこで當
つております。その形が、直接この制
度を取入れませぬなつたわけござ
います。

○中西功君 そのアメリカの制度を模
範にすることを云々するのじやないで
すが、今獨自的に、或る種の獨自性を
持たせるように作られておるといふ理
由として、政策の恒久性といひませ
ぬか、そういうことを考えておる、そ
のこととはもつと別の言葉で言つと、内閣
の更迭如何に拘わらず、この證券事務
は一貫した一つの方向と政策を持つた
方がよいと、こういうふうな考え方だ
と思つておる、私の言つたのはその點
なんです。そういう獨自性を持つて貰
つちや困ると思つておる、と申
しますのは、内閣が送つて、一定の方
針が立てば、證券關係もそれに應じて

第六部 財政及び金融委員會會議錄第十五号 昭和二十三年三月三十一日

第六部 財政及び金融委員會會議錄第十五号 昭和二十三年三月三十一日

第六部 財政及び金融委員會會議錄第十五号 昭和二十三年三月三十一日

第六部 財政及び金融委員會會議錄第十五号 昭和二十三年三月三十一日

やはりその方針を遵奉して行つて貰わなければ困る。でなくて、なんか、こういう独自のものがあつて、内閣は一定の政策を持つて、結局この委員会だけは従来通りの方法でやつて行かないと言つては、日本の政治はやれないと思う。それ故に私は、そういう點でこの委員会制度というものはもつと我々として考えなければならぬ。然もその委員会が本當に國民代表を入れる、そして當面の政府擔當者と、そして民間の各級の代表者を入れて、そしてそういうものを作るといふのでしたならば、これはまだ私は價値があると思ふのであります。ところが實際にこの委員三名は内閣總理大臣が任命することになつておる、内閣總理大臣が任命するといふのでしたら、一層はつきり日本の政府は責任を取るべきだと思ふのです。自分が任命することに對して、そこが非常に曖昧といふか、辻褃が合ふんと思ふ。で、こういうことに對してどういふ監督をするかといふことは一見明瞭だと思ふのであります。ですからこの取引所委員会の制度、これは私非常に問題があると思ふのであります。まあ私の言いたい點はつきり結論的に言いますと、一つは、つきり政府委員から説明されたような獨自性があるといふならば、これはとんでもないことだと思ふ。はつきりと責任政治をやり、責任ある政策を取つて行くといふ政府の建前からすれば、政府は多少違つたつて、ここだけは變らぬものがあつたのでは絶對困る、そういうふうな獨自性は非常に困る、非常に悪い。ただ國民の意思をもつと廣汎に持つて行くといふ意味で、この委員会があるならば、總理大臣が委員を

任命するといふのではなくて、もつとやり方がある。本當に國民各級の代表者をごにに入れるべきだと思ふのです。それならば又私は話は別だと思ひます。併しそうでなくして、こういう内閣總理大臣が任命するといふようなものであるならば、はつきりこれは政府が全的に責任をとつて、このことに關しては、とにかく責任をとつてやるといふ態勢の方が遙かにいい。辻褃が合つていると私は思ふのです。こういうようなことは、實のことを言いますと、非常に大きい問題なので私決定的な回答は勿論求めませんが、若し何か回答がありましたらやつて下さい。

○委員長(黒田英雄君) 只今徳田委員長が見えておられますが、その方を先につつ御質問を願つた方がいと思ひます。外の點はまだ後から御質問願ふ機会がありますから、徳田委員長を説明員として説明して貰ふことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと思ひます。

○松嶋喜作君 大蔵大臣は見えないのですか。

○委員長(黒田英雄君) 大蔵大臣は要求しておつたのですけれども、どうも見えることは見えるのですけれども豫算の方に行つたものだから……

○松嶋喜作君 じゃ一つだけお伺ひしたいのですが。

○委員長(黒田英雄君) 誰に……今わざわざ徳田さんは御要求があつて来て貰つたのですから、成るべく今は徳田さんの答辯を要するよなことを先づやつて頂いて……

○松嶋喜作君 まあ法律に關してです

から、政府委員じゃないから専門的のことを何えばいいのですか。どういふことを……結局どちらから答へ願つてもいいのですが、重大なことだと思ひますが、新取引所法ができて組合組織ができる、こういうことになつて來ました時に、昔は擔保制度なんかあつて組合取引所の始末といふものは或る程度取引所が責任を持つて解決したのですが、今度は會員組織になつて獨自の責任においてやる、そういう時に、混亂し、間違ひが起つた時に一體どういふ救済ができるのかといふことは、まあ専門の徳田さんでもよろしい、政府の方でもよろしい。その點一つどう考へておられるのかお伺ひしたいのですが。

○説明員(徳田昂平君) 私は證券取引所委員會議長の徳田昂平でございます。只今お尋ねに相成りました從來の取引制度では、昔の取引員の方が遠約した場合に、擔保する責任の場所があつたのであるが、會員組織の取引所になると、そういう點がどうなるかという松嶋さんのお尋ねだと思ふのです。御説の如く、前には我が國の取引所が株式會社の取引でございます、株式會社の業務の中の或る一部分は取引所が擔保の責任に任じたのであります。これは長期取引の取引でありまして、その外に大正十一年の法律改正で短期清算取引といふものが開始になつたのであります。これは取引所に擔保の責はないのであります。取引員同志の共同擔保制度といふことであります。一方が違約をいたした場合には、共同してその擔保の責に任ずるといふことであつたのであります。取引所自體にも兩制度が併用して行われて

おつたのであります。長期清算取引につきましては、取引所が擔保いたしました。短期清算取引につきましては、取引所は擔保の責に任じませんで、取引員同志が共同して擔保する、こういう二つの制度になつておつたのであります。この擔保のことにつきましては、前からいろいろ議論があつたのであります。取引所に擔保された方がいいといふのと、取引所に擔保するといふことにつきまして、まあ相當弊害があつたのであります。これは取引所といたしまして、擔保の責に任ずることと成るべく避ける意味におきまして、解け合ひを強要しておつたといふようなことがあつたのであります。他の者が擔保するといふことにつきましても、相當有力なる反對の意見もあつたのであります。それに鑑みまして、大正十一年の法律改正は、大體只今提案になつておられます取引法の精神と同様に、將來は會員組織にすべきだといふ方針の下に、大正十一年に法律改正になつたのであります。が、やはり舊來擔保制度の許可によつて、擔保制度を行うことができるという法律改正になつたのであります。取引所法の原則は、取引は會員組織になるべきだと、そういう方針の下に、今日に至つたのであります。この擔保につきましては、先程申しました如く、他人が擔保するといふことも一つの方法でありまして、他人に依存するといふことになり得るために、進歩がどうしても遅れるといふことであります。どうしても會員組織にいたしました、お互に相戒めまして、不都合のことのないように、そして取引員の一

回の法律上の改正であります。會員の地位の向上を圖つて行くべきだといふことであります。前のその擔保にいたしましたも、これは取引員だけの擔保でありまして、委託者には擔保は及ばないのでありますから、實際の問題にいたしますと、委託者が取引員を過信いたしました、取引所或いは取引員に迷惑を蒙つたと申しましたも、最後の委託者は取引所に直接賠償を受けることができないのでありますから、そういう點から申しますと、擔保といふものも、ただ仲買人、いわゆる取引員だけの擔保でありまして、委託者が委託者まで及ばんといふこととありますから、むしろその點は會員の地位向上を圖つて、會員が委託者に全責任を負ふといふ制度にいたすことの方が理想的であるといふのであります。それが今日實現したのでありますから、只今松嶋さんのお尋ねの他の者が擔保を入れるといふことは、有名無實でありますから、會員が相戒めて悪い者を排斥し、會員となる者は信用が十分である、又會員も委託者に迷惑のかかることのないようにすべきだ、いわゆる會員に向上する機会を與え、ます、いい會員を持てるということが最もいいのではないかと考へまして、私もといたしまして、もう、こうなるべきものと固く信じておる次第であります。

○委員長(黒田英雄君) 松嶋君、もういいですか。

○松嶋喜作君 結構です。

○波多野照君 證券取引委員会というものは、この法律によりまして、非常に大きな権限を持つておりました、い

員會があるならば、總理大臣が委員を
〇松嶋喜作君 まあ法律に關してです
やつて頂いて……
は、共同してその擔任の責に任ずると
いうことであつたのであります。取引
所自體にも兩制度が併用して行われて
お互に相戒めまして、不都合のことの
ないように、そして取引員の一、今
〇波多野君 證券取引委員會といふ
のは、この法律によりまして、非常
大きな権限を持つておりまして、い

るようなことについて殆んど最高の決
定権を持つておるようであります。従
つて委員の方にお伺いしたいのは、今
度の新取引法による買収取引の種類な
んですが、まあ政府委員の方から聞い
ておきますと、レギュラー・ウエイの
方法によつて行くことより外に
手はないという御意見のようでありま
す。併し私思うのには、レギュラー・ウ
エイの方法によつて行くということ
も一つの方針としては良いと思ひます
が、その方針を貫くためには、この方
針が本當に行われるようないろいろな
條件を作らなければ駄目だと思ひます
。そういう條件がないと、いわゆる
現物取引という名前の下に清算取引が
行われて行くということになつてしま
うと思ひます。レギュラー・ウエイ
を本當に遂行するための條件としてこ
れは誰でも言うことごとくあります。貨
株の制度とコール・マネーの市場が本
當に確立しなければできやしないと思
うのですが、それで、お伺いしたいの
は、先日來、貨株の問題について何ら
か貨株制度の萌芽のようなものができ
つある。例えば東京證券、大阪では大
阪代行業社、こういうものが貨株的な
ことをやりつつあるというふうなお話
がありました。その點について取引
員の方からもう少し詳しくお話を伺
いたしたいのですが、先ずお伺いした第
一點はそれです。

〇説明員(徳田島平君) 只今波多野
士のお尋ねに對してお答えいたします
が、今度の法案には取引所の買収につ
きましては詳しくは記載してありませ
んでして、これは専ら取引所の定款等
に關つてあるものでありますから只今の
考へといはしましては、買収取引の外
にアメリカのレギュラー・ウエイに倣
う方法を考へておられますが、波多野
君のお尋ねの如くレギュラー・ウエイ
を完全なものにいたしますために
は、貨株制度及びコール・マネーの制
度が必要なることは御説の通りである
のであります。アメリカと違ひまして、
我が國の情勢から申しますと、貨株と
いうことにつきましては、まだアメリカ
の制度の如く發達しておられませんた
めに、果して貨株制度が、運用がうまく
行くかどうかということにつきまして
は、私共といはしましては多少の懸念
を持つておるのであります。我が國に
は前には限月取引というものがありま
して、限月の終りには必ず受渡しがで
きるといふ我が國獨特の制度であつた
のであります。ところが、この制度も勿論
一面には多少の弊害はあつたのであり
ますが、又受渡しを履行するという點
につきましては、相當いい取引である
というふうなことも私共も考へておつ
て、長くその説を主張しておつた一人
であるのであります。證券の取引は他
の物産の取引と違ひまして、そう長い
期間を要しないというふうな意見が有
力でありまして、長期に亘る限月は必
要ないというふうな説も行なわれて、
参つたのであります。戦時中から限月
取引は止めてしまひまして、今日は實
物取引一本になつておるのでありま
す。この買収取引にいたしましても、只
今の御説の如く買収取引一本にいたし
ますことは、やはりその弊に際しては
清算取引類似のことが行われ易いので
あります。そういうことがありますこ
とは甚だ遺憾でありますために、これ
と併行いたしまする清算的取引が必
要のために、レギュラー・ウエイになら

つた取引をいたすことが今日の實情か
ら申して必要ではないかと思ひます。取
引ますが、それにつきましては御指摘
の如く多少の懸念があるものでありま
す。これも會員同志が集まりまして、
相當の貨株の準備をいたし、又或い
は銀行、保險會社、信託會社等と連
絡をいたしまして、その方面から株の融
通を受けるというふうなこともできる
ではないかと思ひます。信託
會社などにおきましても、この制度が
行われるならば援助しよう、協力しよ
うということも聞いておるのでありま
す。未だ東京大阪等におきまして會員
の間の議が熱しておらないのであり
ますが、やがてそういうことにつきま
して研究をいたしまして、貨株の制度を
完全に近いものにするにせよ、適
當の措置ができるのではないかと、適
うに考へておられます。尤も初めて試
みでありますから、最初から果して完
全に行われるか否かにつきましては、
多少の疑念もあつたのであります。各
自がその心持をもちまして相戒めて不
當の取引をしないようになつていたし
ますれば、自然的に發達して行くので
はないかと考へておられます。只今
のところでは買収取引の外にレギュ
ラー・ウエイの取引を行うことがい
いではないか、かように考へておる次
第であります。

〇波多野君 現在のところまだ貨株
の制度が當局の側で干渉して作つて行
くとか、或いは貨株制度が或る程度芽
生えておるといつたようなことはない
のですか。
〇説明員(徳田島平君) 只今協會側
の方ではそれ／＼準備をいたしており
して、研究いたしておられますといふ程
度でありまして、先程申しました信託
會社等につきましては、いろいろ
相談をいたしておられます。そのうち
から、取引所ができてから買収を
開始するといふことの司令部の認可を
得ますれば、そういう運びになりまし
て、買物の外にレギュラー・ウエイの
ことができるようになるかと考へてお
ります。

〇波多野君 金融の面はどうなん
ですか、コール・マネーの問題は。
〇説明員(徳田島平君) 金融の面につ
きましては、コール・マネーになりま
すれば結構であります。必しもコー
ル・マネーになりませんが、私先程
申し落しました。過去の経験により
まして、金融の面につきましては左
程心配しなくともいいではないかと思
うのであります。會員同志がそれ／＼
關係の金融業者若しくは客から金を集
めるというところもございまして、日
歩によつて調節もできるものでありま
す。金が必要の場合には日歩を引
上げるということがございまして、相當
金を集めることができると思ひます。
又先程申しました貨株につき
まして、又必ずしも自分の持株だけ
でなくして、會員が自己の委託者から
買つた株を提供せよというふうな方
法もあつますから、會員が相戒しめ
てこの制度を發達して行こうといふ
心持があらば、貨株の方面も金
融の方面も相當會員の間に有無相通
することができるといふやないかと、か
ように考へておられます。併し金融につ
きましては、私は貨株困難ではないかと
考へておるので無理にやないかと思
ひますが、この點はどういう考へを持
つていらつしやいますか。

〇説明員(徳田島平君) 御尤もお尋
ねでありまして、この法の精神から申
しましても、價格の公正、流通の圓滑
ということが最も必要であるのであり
ます。これを餘り窮屈にいたします
ことは、價格の公正流通の圓滑を缺
くということにつきましては、その通り
と思ひます。できるならば受
渡し等につきましても余り拘束を加
えませんが、昨今非常に交通通信が不
便でありますために、日時を相當要
するのでありますから、相當餘裕を置
くべきであります。

〇波多野君 次にお伺いしますが、
現物・取引の場合の受渡しは大體翌日
になつて行くとお話を先程聞いてお
りますが、東京とか大阪のような市場
の廣いところではそれができないと思
ひますけれども、地方の株の不足とい
ふところではなか／＼適當ではないか
と思ひます。併しなごら又時
間を與へますために、その間に貨物
取引の精神を逸脱いたしまして不當な
決済が行われると申しますことは、
先月の事例に徴してても明らかであ
るために、止むを得ず期間を短縮いた
しまして、賣方現品、買方現金というこ
とをいたしておるのであります。が、
これは大都市の業者はそれによりまし
て大した支障はないのであります。が、
遠隔の地におきます取引は、これに
よりまして非常に阻まれておるのであ
りまして、その點は甚だ遺憾に思ひ
ます。その點は甚だ遺憾に思ひます
のであります。これも大藏省におきま
してもこの點につきまして種々研究考
慮いたしておるのであります。やはり
證券流通の性質から申しましても、或
る時期におきましては、今の現物現金
という制度をもう少し緩和すべきでは

とし、何を以て代理とするか。又その規定の仕方によつては、特にこの取次などについては、この規定の仕方如何によつては地方の証券業者がいろいろな悪いことをしたりなんかするような者が出て来ると思ふのです。従つてこの語義、言葉の意義をはつきりここで決めて頂かないといふ、な弊害も起つて来る、又届出の問題、届出しない

でいいか、していいか、或いは民事責任の問題とかそういうふうな虚偽の届出をしたとか、或いはそういうふうな場合のいろいろ責任の問題が澤山起つて来ると思ひます。従つて以上申し上げた點について文書を以て、一つ資料として提出して頂きたいと思つておられます。そうしなければ、この法律を讀んだだけでは、何にも分らないのでして、随分澤山疑義が至るところにあると思ふのです。例えば、四頁について

も、四行目に「この法律において有價証券の募集とは、不特定且つ多数の者に對し均一の條件で、あらたに發行される有價証券の取得の申込を勧誘することをいう。」といつても、多数とは一體何人を指すのか、恐らく米國の法律では二十名以上というふうなふうになつておるやうに聞いていますが、こ

つちでは、この法律では何人を多数とするのか、或いは均一の條件でも、い

ろいろの問題があると思ひます。均一に區切つてやつた場合、それでも均一というのか、いろいろ疑義が非常に澤山あると思ふのです。従つて、先ずそ

ういふ點について資料を提出して頂きたい、少くとも私はそうでない、この法案を審議するに、何らの……私

は特にこういうのが専門でないから分りませんから、一つ資料を是非御提出

願ひたい。それからいろいろ御質問をしたいと思います。

○政府委員(岡村政君) 御要求の資料につきましても、できるだけ調製して至急差上げるやうに手配したいと思ひます。ただ豫めお断り申上げたいと思つておられますことは、取引所の定款とか、或いは業務規程、受託契約等則というものにつきましても、これは取引所が作るものでございまして、私の方から別に標準的なものを示さない。又それが民主的なやり方だといふに考へておりました、現在東京の例で申しますと、取引所設立準備研究委員というふうなものが、兎町の日證館の中に置かれまして、そこで定款、業務規程等を作成されておるのであります。しかしその作成に當りまして

も、やはりアメリカの定款とか、そういうものを十分研究した上でといふこととで、まだ案が固まつておりません。従つて、それをお出しできるかどうかによつて私今ここでお約束できないやうな状態でございます。

○木村八郎君 それからその参考案で結構です。どうせ大蔵省でもおありと思ふのですが、調査されたりなんかするに……

○政府委員(岡村政君) 限定いたしました事項は、定款には、こういうことを書けとか、或いは業務規程には、こういうことを書けといふことは御承知のやうに、本法に骨だけはございまして、その細則になるのですから、この點はちよつと受け合ひ兼ねると思ひますが、豫め御了承願つておきます。

○委員長(黒田英雄君) 今日証券取引法を改正する法律案につきまして

は、この程度で止めたいと思ひます。次に臨時資金調整法の廢止に伴う措置に關する法律案、これについて、これが豫備審査に附託されておりますから、これを議題にいたしましたして、政府の説明を求めたいと思ひます。それから並びに復興金融庫法の一部を改正する法律案につきましても提案理由の説明を求めたいと思ひます。

○政府委員(愛知揆一君) 只今豫備審査のために上程せられました臨時資金調整法の廢止に伴う措置に關する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

臨時資金調整法の廢止は豫備審査でございまして、今次國會にその廢止に關する法律案を提出いたしましたのでございしますが、同法律案におきましては、都合によりまして必要な経過措置に關する規定は一切掲げてございしません。従つて若しそのまま施行せられます場合には、臨時資金調整法に基いて適法に行われております行為、或いは適法に發行し、又は發賣せられたりした証券等につきましても、これらがいずれも無効となり、これが取扱いに關しまして秩序を紊す等の虞がございしますので、ここに経過措置を規定する法律案を提出いたしました次第でございます。

その要點を申し述べますならば、第一點は興業債券及び商工債券につきまして、償還期が到来するものにつきましてはこれを借換させる必要がございしますので、従つて借換のための發行だけは今後引續きこれをできるやうにいたしましたという點でございます。

第二點は臨時資金調整法によりまして金庫金特別會計が所有してあります

興業債券は、今後引續きこれを所有することができるといたした點でございます。

それから第三點は、臨時資金調整法に基きまして發行せられた貯蓄券、福券、貯蓄債券、報國債券及び所謂貸付に並びに同法に基いて取扱われ

ておりました割増金附貯蓄券につきましても、この際繰上償還や預金契約を變更することは却つて弊害を伴いますので、今後それらのすでに與えられたりした條件通りにこれを處理し得るやうにいたしますと共に、その中、所謂割増金附貯蓄券及び貸付に關しましては、その取扱又は發賣に關しまして命令が發せられておりましたため、一切の準備がすでに進行しておるものがございますが、その分に限りまして特に今後の新たな取扱や發賣をも認めようといふのでございします。

最後に臨時資金調整法に規定せられております罰則に關しまして、同法廢止後もこれを有効とすることが必要と認められますので、必要な規定を設けることとしようとするものでございます。

以上がこの法律案の要點でございます。何卒御審議の上速かに御賛成あらむことを希望いたします。

次に同じく只今豫備審査のために上程せられました復興金融庫法の一部を改正する法律案につきまして提案の理由を説明申し上げます。御承知の通り復興金融庫法の資本金は去る二月上旬の國會の御可決を得まして、これを七百億圓に増額いたしました次第でございますが、當時御説明申し上げました通り、この資本金は本年度末までに必要とする資金の最少限の金額でござい

して、その後當初の計畫に従ひまして貸出額は逐次増加いたして参りました。現在すでに資本金の限度一杯に近く達して参りますので、今回更に本年度第一四半期末までに所要資金を勘案いたしまして、資本金を増加いたしたことにいたしました次第でございます。

復興金融庫の資本金は今回の増資を以ちまして、既に五回に亘りまして増額いたしましたわけでございまして、この間國會の御要望に應へまして、貸出に當りましては、努めて嚴格慎重に實行してまいつたのであります。戦後經濟の混亂期に當りまして、産業界の資金需要に即應し、よく經濟の復興再建に寄與してまいつたと考へるのでございします。即ち石炭、鐵鋼、肥料等の超重點産業は勿論でございますが、その他一般産業につきましても、極めて困難な状況下にありながら、よく設備の復舊擴充を實現し、企業の順調の發展を見ましたことは、復興金融庫の適切な資金の供給によることと多大であつたと存するのであります。

復興金融庫を設立いたしました趣旨は、經濟の復興に必要な資金でありまして、且つ一般の金融機關が融資することの困難な資金のみを供給することにあつたのであります。再建途上におきます悪條件によりまして、經濟界の復興金融庫依存の傾向が逐次顕著となりまして、加うるに昨年六月以降公園資金をも一手に賄ふことに相成りましたために、貸出残高は急速に増加いたしました。これが通貨面に對する影響が強く指摘されるに至つたのであります。政府といたしましては、夙

に健全財政の方針を堅持いたしまし

て、その後當初の計畫に従ひまして

貸出額は逐次増加いたして参りました。

現在すでに資本金の限度一杯に近く達して参りますので、今回更に本年度第一四半期末までに所要資金を勘案いたしまして、資本金を増加いたしたことにいたしました次第でございます。

復興金融庫の資本金は今回の増資を以ちまして、既に五回に亘りまして増額いたしましたわけでございまして、この間國會の御要望に應へまして、貸出に當りましては、努めて嚴格慎重に實行してまいつたのであります。戦後經濟の混亂期に當りまして、産業界の資金需要に即應し、よく經濟の復興再建に寄與してまいつたと考へるのでございします。即ち石炭、鐵鋼、肥料等の超重點産業は勿論でございますが、その他一般産業につきましても、極めて困難な状況下にありながら、よく設備の復舊擴充を實現し、企業

は特にこういふのが専門でないから分りませんから、一つ資料を是非御提出
○委員長(黒田英雄君) 今日には證券取引法を改正する法律案につきまして
第二點は臨時資金調整法によりまし
て金資金特別會計が所有してあります
り、この資本金は本年度末までに必要とする資金の最少限の金額でございます
あります。政府といたしましては、夙に健全財政の方針を堅持いたしまし

て、復興金融庫の貸出につきましては、
も、努めてこれを厳格制限いたしまして、
て、苟くも放漫に流れることのないよ
うに、特に基礎産業に對して重点
的な融資を實行してまいつたのであり
ます。が、諸般の事情によりまして、
今日のごとき巨額の資本金を要するに
至つた次第であります。
現在復興金融庫の機構並びに運営
の方法につきましては、國會初め各方
面より種々の御意見、御要望を頂いて
おるのであります。今後關係各方
面の御協力を得まして、慎重検討の
上、逐次實行に移したいと考えてござ
います。政府といたしましては、復金の
民主的運営を期したために、所要の
措置を講じますと共に、貸出を抑止
し、爾後の管理を適切ならしめるよう
にいたしたいと存じております。これ
らの措置のうち法制的處置を要するも
のにつきましては成案を得次第、法案
を提出いたしまして、その御審議を頂
く所存でございます。尙復興金融委員
會の改組、復興金融庫の人的内容の
充實等種々考慮いたしておるのでござ
います。これらのためには金融界及
び經濟界の格段の援助を切望される次
第でございます。
復興金融庫の貸出残高は、二月末
現在です。五百四十四億圓を突破い
たして、これが所要資金は
政府拂込金並びに債券發行によつて調
達してまいつたのであります。政府拂
込金は、設立當初拂込を得ました四十
億圓の外、本年の二月及び三月の債券
償還のために各十五億圓づつ合計七十
億圓に相成つておるわけでありませ
一方債券の發行額は三月末現在五百五
十九億圓に達する見込でございます

が、これが市中消化につきましては、
前同増資案御審議の際にも説明いたし
ましたように、最近かなり好轉して參
りまして、一月、二月の平均市中消化
率は三・八%に達しております。が、今
後とも一段の努力を傾けまして、通貨
面に對する影響を極力阻止いたしま
すために萬全の對策を講じたいと思
つておる次第でございます。尙貸出金額
の壓縮につきましては、すでに御承知
のように復興金融庫の相當部分を占め
ておりました公團資金を、來期以降に
おりました全面的に市中資金を活用す
ることに切替えしましたために、復金自
體の負擔は著しく軽減せられること
なつたのでございます。今後更に一般
産業資金につきましても、努めて市中
金融機關の活用を圖りますと共に、復
金依存の傾向を是正して參りたいと考
えておる次第でございます。今般提出
いたしました本法律案は、以上の諸事
情を十分考慮しまして、差當り來年度第
一四半期末までに必要といたしま
資金の最少限度を見込みました。資本金
の増額を實行いたさんとするものでご
ざいます。即ち本年度末の資本金の餘
裕を考慮いたしまして、この際現在資
本金の七百億圓を二百億圓増加いた
しまして、これを九百億圓とすること
適當と考えた次第でございます。前
も申上げましたように、現在の資本金
は、すでに限度一杯に近く達して
ます。關係上、本件増資の實行は、
とも四月早々に實施される必要がある
次第でございます。
以上復興金融庫法の一部を改正す
る法律案につき提案の理由を御説明
いたしました。でございますが、何卒御審議
の上速かに御賛成あらんことをお願い
いたします。
○委員長(黒田英雄君) 尙本日豫備審
査のために付託されました金資金特別
會計法の一部を改正する法律案につ
きまして提案理由の説明を求めると
いたします。
○政府委員(伊原隆君) 只今豫備審査
のため付託せられた金資金特別會計
法の一部を改正する法律案につ
きまして提出の理由を御説明申上げ
させていただきます。資本金特別會計
の運用といたしまして、資本金の買
入操作を行なつておるのでございま
す。この操作を行うに當りましては、
産金法等によりまして新産金金庫は全
部買上げを要しますと共に、買上げ
資金は國內消費向の拂下げにつ
きましては連合國司令部の承認を必要
とし、同司令部からは四半期毎に國內消
費の必要最少限度の拂下げ數量を指定
いたしますので、買上げ資金の金
額は、常に手持資金の拂下げ金額を
超過いたしておる状況でございます。
つきましては、この買入のアンバ
ラから生じます資金の不足を、一般
會計からの繰入金金を以て補填いた
し、考ふる次第であります。而して本
年三月中におきます買入と資金庫の
支拂所要額は約三千四百六十九萬八
千圓でございます。對し、三月中旬の資
金庫は約四百五十萬圓でございます。
ので、差引三千九百九十八萬八千
圓に繰越すことになり、更に四月中の買
上げ資金の代金見込額約六千四百八
十三萬圓との合計額約九千五百二萬八
千圓の不足を生ずることになるのであ
ります。その不足金額の端数を切り上
げまして、一億圓を別途提案いたしま
した昭和二十三年一般會計暫定豫算

に計上いたしますと共に、法律を以て
その旨を規定する必要があると思
ひます。金資金特別會計法に繰入れに關
する一條を設けた次第でございます。
尙特別會計の性質に鑑みまして、後日
本會計の金繰りが繁になりました際
に、その繰入金に相當します金額は本
會計から一般會計へ繰入れることに
いたしました。これに關する規定を
設けた次第でございます。何卒御審議
の上速やかに御賛成下さいませうお
願ひ申上げます。
○委員長(黒田英雄君) 臨時資金調整
法を廢止する法律案、臨時資金調整法
廢止に伴う措置に關する法律案、金資
金特別會計法の一部を改正する法律
案、それから昨日説明を聴きました大
藏省預金部特別會計の昭和二十三年
度における繰入金に關する法律案、こ
れらについて御質疑のある方は御質問願
ひたいと思ひます。但しこの大藏省の
方は……。
○波多野鼎君 今の三つの法案は一般
豫算に關係してありますか。
○委員長(黒田英雄君) 豫算に關係し
ておりますのは、大藏省預金部特別會
計の分と、今説明のありました金資金
特別會計法の一部改正法、この二つは
暫定豫算に關係してあります。外のも
のは豫算には關係してありません。外
のものは豫算に關係してありません。
議院の方で、すでに委員會で決議した
ものでありますから、一つ成るべく急
いで御質問を願つて置いた方がよいの
ではないかと思ひます。
○波多野鼎君 金資金の問題ですが、
終戦後、金の買上額はどのくらいなん
ですか。量にして……。
○政府委員(伊原隆君) 金の状況につ
きましてちよつと御説明申上げたいと
思ひますが、昭和二十二年の金の買
上額でありますか。
○波多野鼎君 買上げと賣渡しもど
ろ一つ……。
○政府委員(伊原隆君) 金資金特別會
計におきまして買上げました金地金の
額は、昭和二十二年、これも終戦後で
ありますが、二十二年が〇・〇七九
ト、それから昭和二十一年度が一・六
四三トでございます。それから昭和
二十二年度は、これは二月までしか分
りませんが、二・二八七
ト買上げてあります。それに對しま
して賣りました方は二十二年度は〇・五〇
八ト、二十一年度は二月末までで
一・五〇六ト金資金から賣つてあり
ます。尙産金の量につきましてはこれ
は新産金だけでございまして、繰
入金をも多少含んでありますが、産金
は御存じのように昭和十四年、十五
年、十六年頃が一番最高でございま
して、内地だけで二十五ト程出
ましたが、昭和十八年の金銀整備以
来、二十一年度には三・九トになり、
二十二年度は一・二トになり、二
十二年の歴年におきましては二・一
五三トの新産金が出てあります。來
年の見込は三トくらい出はないか
という見込でございます。この法律を
御審議願ひました以上は、只今申上げ
ましたように金を買上げます額と、そ
れから齒科醫服用に司令部の許可を得
まして放出いたします額との間に、大
體大體把に申しまして買つた額の半

第十六部 財政及び金融委員會會議第十五号 昭和二十三年三月三十一日
【議院】
七

ましては、御質疑は終了したものとみなして、お差支ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

午後四時五分休憩
午後七時四十五分開會

證券取引委員会委員
島居 庄蔵君

第十第一項の規定に基きなされた貯蓄、同法第十條ノ十二第一項又は第

金資金特別會計法の一部を改正する法律案
金資金特別會計法の一部を改正する法律案

うに改正する。

第二條ノ二 本資金ニ不足ヲ生ジタルトキハ一億圓ヲ限リ一般會計ヨリ繰入金ヲ爲シ之ヲ補足スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル繰入金ニ付テハ後日本資金ヨリ當該繰入金ニ相當スル金額ニ達スル迄ノ金額ヲ一般會計ニ繰入ルベシ

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、稅務署の増設に關し承認を承めるの件

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、稅務署の増設に關し承認を承めるの件

大田原稅務署を分割して、新たに氏家稅務署を設ける必要が生じたので、稅務署官制による右稅務署の設置について、地方自治法第五十六條第四項の規定による國會の承認を求める。

昭和二十三年六月二十四日印刷

昭和二十三年六月二十五日発行

參議院事務局

印刷部印刷局

(第十六部)

(107)